

保険・年金 フォーカス

IAIS が ICS (保険資本基準) に関する今後の実施計画を公表 —ICS Version 2.0 は 2 段階方式で実施へ—

取締役 保険研究部 研究理事

年金総合リサーチセンター長

TEL: (03)3512-1777

中村 亮一

E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

IAIS (保険監督者国際機構) は、現在保険会社に対する国際的な資本規制である ICS (Insurance Capital Standard : 保険資本基準) の検討を進めている。2017 年 7 月 21 日に、「拡大フィールドテストのためのリスクベースのグローバルな保険資本基準 Version 1.0 (Risk-based Global Insurance Capital Standard Version 1.0 for Extended Field Testing)」(以下、「ICS Version 1.0」という) を公表¹して、利害関係者からのフィードバックを受け付ける形になっていた。これについては、基礎研レポート「[IAIS が拡大フィールドテストのための ICS \(保険資本基準\) Version 1.0 を公表—保険負債評価の割引率について—](#)」(2017.8.7) で報告した。

その公表資料の中では、次のステップとしての ICS Version 2.0 について、2019 年の設定、2020 年からの実施²という目標を変更していなかった。これに対して、この目標スケジュールはかなりアグレッシブなものであるとの認識が一般的であったが、こうした背景を踏まえて、今回 IAIS は、2017 年 11 月 2 日に、ICS Version 2.0 の実施について 2 段階方式で進めていく方針を公表³した。

今回のレポートでは、IAIS によって示された ICS の新たな実施計画の概要及びそれに対する関係者の反応等について報告する。

2—ICS(保険資本基準)について—これまでの経緯—

¹ ICS Version 1.0 に関連する資料については、以下の IAIS の Web サイトから入手可能

<https://www.iaisweb.org/page/supervisory-material/insurance-capital-standard/file/67651/ics-Version-1.0-for-extended-field-testing>

² 「実施」の意味するところは、「各国が適用可能」となるという意味で、「各国が適用を開始しなければならない」という意味ではない。通常は ICS の内容が確定した後、各国への法令化等に一定の期間を要することになる。

³ IAIS のプレスリリース資料等については、以下から IAIS の Web サイトから入手可能

<file:///C:/Users/Ryoichi/AppData/Local/Packages/Microsoft.MicrosoftEdge-8wekyb3d8bbwe/TempState/Downloads/2-November-2017-IAIS-Press-Release-IAIS-Announces-Unified-Path-to-Convergence-on-ICS-Version-2.0.pdf>
<file:///C:/Users/Ryoichi/AppData/Local/Packages/Microsoft.MicrosoftEdge-8wekyb3d8bbwe/TempState/Downloads/Implementation-of-ICS-Version-2.0.pdf>

1 | ICS とは

ICS は、IAIGs (Internationally Active Insurance Groups : 国際的に活動する保険グループ) に適用されるグループベースの連結保険資本基準である。ICS は、IAIGs を監督するための国際的な監督フレームワークで定性的かつ定量的な要件を取り扱う ComFrame (Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups) の一部である。

IAIS は、ICS が ComFrame の規制資本要件 (Prescribed Capital Requirement : PCR) となることを計画している。ICS は、保険契約者の利益と保護のための公正で安全で安定した保険市場を開発し、維持し、グローバルな金融安定性に貢献するために、効果的かつグローバルに一貫した保険業界の監督を促進するという IAIS の目標に照らして開発されてきており、これにより異なる管轄区域にわたる比較可能な監督上の結果を確実にすることを目指している。

なお、IAIGs の認定基準⁴については、ComFrame に規定され、グローバルに保険活動を展開している数十社程度が該当し、これらの会社で世界の保険料シェアの 5 割以上を占めると予想されている。

2 | ICS の位置付け

ICS は、達成されるべき最低基準を制定しており、IAIS の各国監督当局はそれぞれの管轄地域で ICS を適用することが期待されることになる。各国監督当局はより高い基準やより高い最低資本水準を設定する追加的制度を採択してもよい。さらには、自国の IAIGs に対して補足的な資本十分性手段を導入してもよい。

(参考) IAIS による保険監督規制の枠組み

	保険会社	保険グループ	国際的に活動する 保険グループ (IAIGs)	グローバルにシステム 上重要な保険会社 (G-SIIs)
保険基本原則 (ICP)	個別法人 のみに適用	個別法人及びグループに適用		
コムフレーム (ComFrame)			コムフレームの資本規制 ICS(2019年確定、 2020年以降適用開始予定)	
G-SIIs政策措置 (BCR・HLA等)			BCR(基礎的資本要件) (2014年確定) HLA(より高い損失吸 収力)(2015年確定) HLAは2022年適用開 始予定	

3 | ICS 作成に向けてのプロセス (2017年7月時点)

(1)2017年7月に公表された ICS Version 1.0 の位置付け

IAIS は、2015年と2016年に、ICS の開発に関する量的フィールドテストを実施したが、2017年

⁴ 現時点の考え方によれば、「規模の基準 (①少なくとも 500 億米ドルの保険資産又は 100 億米ドルの保険料) 及び国際活動基準 (②3 つ以上の管轄区域での活動、③少なくとも 10%以上の保険料を本籍管轄区域外から引き受け) がベースであるが、監督当局による裁量も認められている。」となっている。

7月に公表された ICS Version 1.0 は 2017 年 9 月に提出される予定の第 3 回定量的 ICS フィールドテストに対応するものであった。1 年前の 2016 年 7 月 19 日に 2016 ICS CD が公表された時には、2017 年 6 月までに機密ベースで会社が監督当局に報告する「ICS Version 1.0」の採択が計画されていたが、そこまでには至らずに、ボランティアグループが 10 社ほど拡大したとはいえ、あくまでもフィールドテストという位置付けにとどまっていた。

(2) 次のステップとしての ICS Version 2.0 について

その時点では、ICS Version 1.0 の位置付けは、当初の計画から若干後退した形になってはいたが、IAIS は、ICS Version 2.0 の 2019 年の設定、2020 年からの実施という目標を変更していなかった。

また、ICS Version 2.0 の目標は、監督者の実施に適した ICS の提供であり、その内容については、以下の通り記述されていた。

- ・ ICS Version 1.0 と比較して改善されたレベルの比較可能性を達成するが、おそらく最終的な目標によって想定される比較可能性のレベルではない。
- ・ まだ 2 つの評価アプローチを含むかもしれないが、評価の差異を縮小することを志向する。
- ・ ICS 資本要件を計算するための標準方式と、以下を含む他の計算方式を許容しているかもしれない。：(1)内部モデルの使用（部分又は完全）、(2)外部モデル、(3)標準方式のバリエーション

ICS Version 2.0 が採用された後に、実施期間があるが、IAIS の定款によれば、メンバーは、特定の市場情勢を考慮して、IAIS の監督用資料を作成し、定期的な自己評価とピアレビューを実施することをコミットすることになっていた。

(3) IAIS の ICS に関する最終目標

なお、IAIS の最終目標は、日付は未定だが、管轄区域間で比較可能な、即ち実質的に同じ結果を達成する共通の方法論を含む単一の ICS を設定することである。

進行中の作業を通じて、評価、資本リソース、資本要件等の ICS の重要な構成要素において、時間の経過とともにコンバージェンスが改善されていくことを意図している。

3—今回の公表内容に基づく今後の ICS の実施計画

今回の IAIS の合意は、2020 年から実施される予定だった ICS Version 2.0 の位置付け等を変更するものである。以下は、今回 IAIS が公表したプレスリリース資料及び ICS Version 2.0 の実施に関する資料³に基づいている。

1 | ICS Version 2.0 の位置付けと今後の実施計画

IAIS のプレスリリース資料に基づけば、ICS Version 2.0 の実施は、①5 年のモニタリング段階と、②それに続く実施段階、の 2 段階に分かれて実施されることになる。

より具体的には、以下の通りとなる。

- ①「モニタリング期間」と呼ばれる第 1 段階では、グループ全体の監督者への機密情報の報告と、監督カレッジにおける議論に ICS Version 2.0 が使用される。この段階で ICS は規制資本要件(PCR)

として使用されない（つまり、ICSの結果は監督上の処分のトリガーとして使用されない）。これにより、グループ全体の監督者及びホスト監督者は、既存のグループ資本基準又は開発中の計算と比較してICSを議論し評価することが可能になる。モニタリング期間は5年間続く。

②第2段階は、「グループ全体のPCRとしてのICSの実施」である。

これにより、ICS Version 2.0は、元々予定されていた「監督者の実施に適したICS（監督行為のトリガーとして使用）」を意味するものから、適用開始から当初の5年間は、モニタリング期間として「監督者への機密情報の報告」を意味するものに、位置付けが変更された。別の見方によれば、ICS Version 2.0の2019年の設定、2020年からの実施という目標は変更されていないものの、「実施」の意味合いが変更されたといえるかもしれない。

なお、IAIGsの選定等のスケジュールは変更されていないようなので、2020年までにIAIGsに選定された保険会社・グループに対して、今後新たに作成されるICS Version 2.0が「適用」されていくことになるものと思われる。

2 | ICS Version 2.0における報告

ICS Version 2.0の実施においては、以下の2つの構成要素の報告が求められる。

- ①全てのIAIGsによる、市場調整評価（MAV）、資本要件の標準式及び適格資本リソースのための収束基準に基づく参照ICS（reference ICS）の義務的な機密報告
- ②グループ全体の監督当局のオプションによる、GAAP plus 評価及び/又は内部モデルに基づく資本要件計算に基づくICSの追加報告

即ち、全てのIAIGsが市場調整評価（MAV）方式での報告を行うとともに、グループ全体の監督当局が望む場合、オプションで、GAAP plus 評価及び/又は内部モデルに基づいて追加の報告を行うことになる。結果的に、米国や日本においてはオプションでGAAP plus 評価による報告が、欧州ではオプションで内部モデルに基づく報告が行われることになるものと想定される。

なお、参照ICSについては、「解決できない問題に対する限られた数の国の裁量が含まれている。」として各国の監督当局の裁量の余地を認めているが、「国の裁量を使用される場合、国の裁量の影響は調和可能（reconcilable）でなければならない。」としている。

3 | 合算法（Aggregation Method）の検討

IAISは、連結法（Consolidated Method）ではなくて、米国が主張する合算法⁵について検討することとしている。

米国において、NAIC（全米保険監督官協会）とFRB（連邦準備制度理事会）は、FIO（連邦保険局）の支援を得て、グループ資本計算のための合算法を開発している。これを受けて、IAISは、これはICS Version 2.0の一部ではないが、この開発の意義を高く評価し、合算法の開発を支援する「関心のある管轄区域」からのデータを収集する、こととしている。

⁵ 連結法は連結ベースの貸借対照表等に基づいて算出するのに対して、合算法はグループを構成する単体のSCRや自己資本を合算することで算出する。

このアプローチを通じて、IAIS は、モニタリング期間の終わりまでに、合算法が ICS に匹敵する、すなわち実質的に同じ（最終目標の意味で）結果を提供するかどうかを評価することを目指す、としている。結果的にそのように評価されれば、それは PCR として ICS を実施するための結果同等のアプローチと考えられることになる。

4 | 各国監督当局のコメント (IAIS のプレスリリースに基づく)

NAIC（全米保険監督官協会）会長である Ted Nickel 氏は、この合意を「多くのギブ・アンド・テークによって達成された顕著な成果」と呼んだ。

日本の金融庁国際政策管理官である太田浩氏は、「メンバーは時には異なる意見を表明しているが、前を向きつつ、保険市場がより安定的で弾力的であることを助けるという私たちの目標は同じであった。」と述べた。

EIOPA（欧州保険年金監督局）議長である Gabriel Bernardino 氏は、この合意は「この合意は、我々が前進するために必要としていた明快さを達成している。最終目標に達した時に、クアラルンプールで締結された協定を ICS の開発における重大な分岐点の瞬間として振り返ることになる。」と述べた。

5 | IAIS のプレスリリースの内容

IAIS のプレスリリースの具体的内容は、以下の通りである³。

2017年11月2日

**IAIS は ICS Version 2.0 のコンバージェンスへの統一された道筋を発表
実施計画に同意する。次は究極の目標に向かって進む。**

クアラルンプール、マレーシア・保険監督者国際機構 (IAIS) は、単一の ICS の最終目標を促進するために、グループの資本基準のコンバージェンスへの統一された道筋を発表した。この重要な合意は、実際に ICS Version 2.0 の導入が意味することをより明確にするために、加盟国及び利害関係者からの要請に応じている。IAIS 執行委員会の議長である Vicky Saporta 氏は、次のように述べている。「IAIS は、この合意に達することによって、グループソルベンシーの監督上の議論のための共通言語の作成を目指している。私たちは、メンバーの優先事項を反映し、最終目標を達成するために大きな進展を遂げた。」

IAIS は、ICS Version 2.0 の実施が 2 つの段階、すなわち 5 年のモニタリング段階とそれに続く実施段階に分かれて実施されることに合意した。ICS Version 2.0 の実施にも、同様に重要な 2 つの構成要素がある。第 1 は、全ての IAIGs による参照 ICS の義務的な機密報告である。第 2 は、グループ全体の監督者のオプションによる追加の報告である。IAIS は、さらに、米国のメンバーからの合算ベースのグループ資本計算の開発の発表に続いて、合算法 (Aggregation Method) が ICS に対して同等の結果をもたらすかどうかをモニタリング期間の終わりまでに評価するために、データを収集することに同意した。

ウィスコンシン州 (米国) 保険コミッショナーで全米保険監督官協会 (NAIC) 会長の Ted Nickel

氏は、次のように述べている。「これは多くのギブ・アンド・テークによって達成された顕著な成果である。夜明け前が常に最も暗いと言われているが、Version 2.0 でこの道を進むことで、私たちは夜明けを迎える。今後の重要な作業の一部であり続けることを楽しみにしている。」

日本の金融庁国際政策管理官で IAIS 執行委員会の副委員長である太田浩氏は、次のように述べている。「異なる経済や社会から来ているにもかかわらず、今回の合意により、私たちは再び我々のメンバーが偉大なことを成し遂げるためにいかに一体となることができるのかを示した。メンバーは時には異なる意見を表明しているが、前を向きつつ、保険市場がより安定的で弾力的であることを助けるという私たちの目標は同じであった。」

欧州保険年金監督局 (EIOPA) の議長である Gabriel Bernardino 氏は、次のように述べている。「この合意は、我々が前進するために必要としていた明快さを達成している。最終目標に達した時に、クアラルンプールで締結された協定を ICS の開発における重大な分岐点の瞬間として振り返ることになる。」

クアラルンプール合意の詳細を含むさらなる情報については、IAIS のウェブサイト又はこちらをクリックのこと。

6 | IAIS の ICS Version 2.0 の実施に関する資料の内容

IAIS の ICS Version 2.0 の実施に関する資料の具体的内容は、以下の通りである³。

2017年11月2日

ICS Version 2.0 の実施

拡大フィールドテストのための保険資本基準 (ICS) Version 1.0 の開発とそれに先立つフィールドテストの年に、IAIS は、国際的に活動する保険グループ (IAIGs) の本社が所在する管轄区域にわたるソルベンシー・レジームの共通点と相違点を学び評価する機会を得た。ICS が規制資本要件 (PCR) として実施されるためには、考慮すべき多くの実務的な実施問題がある。IAIS は、利害関係者が 2019 年のフィールドテストの完了後に ICS の実施が実際に何を意味するかをより明確にするよう求めている、ことを認識している。

IAIS は、ICS Version 2.0 の実施が 2 つの段階で行われることに合意した。

1. 「モニタリング期間」と呼ばれる第 1 段階では、グループ全体の監督者への機密情報の報告と、監督カレッジにおける議論に、ICS Version 2.0 が使用される。この段階では、ICS は PCR として使用されない (つまり、ICS の結果は監督上の処分のトリガーとして使用されない)。これにより、グループ全体の監督者及びホスト監督者は、既存のグループ資本基準又は開発中の計算と比較して、ICS を議論し評価することが可能になる。モニタリング期間は 5 年間続く。
2. 第 2 段階は、「グループ全体の PCR としての ICS の実施」である。

IAIS は、グループ資本基準間のグローバルなコンバージェンスを強化するために、グループソルベンシーの監督上の議論のための共通言語を作成するための ICS の開発に着手した。ICS (Version 1.0、

Version 2.0 及び最終目標) の開発の目標を設定することは、このコンバージェンスプロセスに対して慎重に検討された段階的アプローチを取る必要があることを示した。ICS Version 2.0 の実施に 2 段階のアプローチをとるという決定は、この段階的なコンバージェンスプロセスのさらなる実証である。

ICS Version 2.0 の実施には、同様に重要な構成要素が 2 つある。

- ・全ての IAIGs による、市場調整評価 (MAV)、資本要件の標準式及び適格資本リソースのための収束基準に基づく参照 ICS (reference ICS) の義務的な機密報告、そして
- ・グループ全体の監督当局のオプションによる、GAAP plus 評価及び又は内部モデルに基づく資本要件計算に基づく ICS の追加報告

参照 ICS は、モニタリング期間中、時間をかけて、IAIGs 間の比較のための基礎を提供する。参照 ICS には、解決できない問題に対する限られた数の国の裁量が含まれている。国の裁量を使用される場合、これらの国の裁量の影響は調和可能でなければならない。

参照 ICS と、ICS Version 2.0 内のグループ全体の監督者のオプションによる追加報告は、同様に重要な構成要素である。GAAP Plus と内部モデルの両方は、モニタリング期間の終わりまでに ICS に含めることが検討される実行可能なオプションである。GAAP Plus の評価は、管轄区域に適用される異なる GAAP に基づいており、それらのいくつかは翌年には変更される可能性がある。参照 ICS のための MAV の選択は、IAIS が開発した安定した比較可能な評価基準としての構築によるものである。

同時に、米国は規制レジームにおいて重要かつ意味のある発展を公表している。NAIC と連邦準備制度理事会はどちらも、連邦保険局の支援を得て、グループ資本計算のための合算法を開発している。IAIS は、合算法がまだ開発の初期段階にあることを認識している。IAIS は、合算法の開発に関連する関係管轄区域からのデータを収集することに合意した。これは ICS Version 2.0 の一部ではないが、IAIS はこの開発の意義を高く評価し、合算法の開発を支援する関係管轄区域からのデータを収集する。このアプローチを通じて、IAIS は、モニタリング期間の終わりまでに、合算法が ICS に匹敵する、すなわち実質的に (最終目標の意味で) 同じ結果を提供するかどうかを評価するポジションにあることを目指している。そうであれば、それは PCR として ICS を実施するための結果同等のアプローチと考えられる。

全体として、この段階的なアプローチは、世界中の IAIGs のグループ全体の監督のための比較可能な結果を提供するという最終目標への共同対応を可能にする。

4—今回の 2 段階方式での ICS 実施に対する関係者の反応

今回の ICS を実施するための 2 段階方式について、監督当局と業界団体は、歓迎の意思を表明している。日本、米国、欧州の監督当局の反応は IAIS のプレスリリース資料で報告されているので、ここでは、それら以外の業界団体等からの反応を報告する。

1 | ABI (Association of British Insurers : 英国保険会社協会)

ABI の規制担当ディレクターの Hugh Savill 氏は、「5 年間のモニタリング期間により、IAIS が、引き続き基準をテストし、改善することを認めることで、より適切かつ実用的なアプローチとなる。保険会社が内部モデルを使用できることの確認が同様に重要であることは、正しい方向への重要な一歩であり、保険会社のリスクプロファイルのより正確な反映を可能にする。」と述べて、今回の決定を歓迎する意向を示した⁶。

2017年11月2日

保険資本基準に関する新たなアプローチは「より適切で実行可能」である

英国保険会社協会の Hugh Savill 規制担当ディレクターは、保険監督者国際機構 (IAIS) の公表に応じて、次のように述べた。

「ABI は、保険監督者国際機構が保険資本基準の実施への 2 段階アプローチを発表したことを歓迎する。5 年間のモニタリング期間により、IAIS が、引き続き基準をテストし、改善することを認めることで、より適切かつ実用的なアプローチとなる。保険会社が内部モデルを使用できることの確認が同様に重要であることは、正しい方向への重要な一歩であり、保険会社のリスクプロファイルのより正確な反映を可能にする。この画期的な進展は、国際規制におけるイングランド銀行の積極的な役割を例示しており、この進展は IAIS での Victoria Saporta 氏のリーダーシップの下で行われた。」

「ABI は、ICS の開発について IAIS と引き続き協力していくことを楽しみにしている。」

2 | AIA (American Insurance Association : 米国保険協会)

AM Best 社の記事⁷によると、AIA の金融規制政策担当ディレクターである Phillip L. Carson 氏は、以下のように述べている。

- ・IAIS が ICS をいかに実施しようとしているかについてのより明確性を提供したという事実、特に 5 年間のモニタリング期間の発表は、有益である。
- ・IAIS の元の計画は 2019 年までに実施する予定であったが、5 年間のモニタリング期間は代替的アプローチの議論に時間を要する。
- ・連邦準備制度と NAIC を通じて、米国が、検討されるべき別のアプローチとして合算法を導入することに成功した。
- ・今回の発表は、この合算法と ICS 計算の一部を検討する時間を与える。
- ・実施段階では、多くの問題に対処する必要がある。
- ・そのうちの 1 つは、ICS で市場調整された評価を使用することであるが、MAV の使用に関して、特に米国保険会社にとって適切なアプローチであるかどうかについて、普遍的な合意はない。

⁶ <https://www.abi.org.uk/news/news-articles/2017/10/fresh-approach-on-insurance-capital-standards-more-appropriate-and-workable/>

⁷ Best's News Service via Bestwire - November 03, 2017

「Regulators Agree on International Convergence Strategy for Group Capital Standards」

3 | その他

AM Best 社の記事⁷によると、Christine Urias Consulting LLC のプリンシパル、Christina Urias 氏は、以下のように述べている。なお、Urias 氏は、2003 年から 2012 年までアリゾナ州の保険ディレクターとして及び 2015 年から 2016 年まで NAIC の国際保険監督管理局のマネージングディレクターとしての彼女の在任中に、IAIS の委員会に参加していた。

- ・クアラルンプールで開かれた ICS Version 2.0 の合意は、米国にとってはポジティブな進展だった。
- ・この公表の重要性は、IAIS がグループ資本のための米国の合算アプローチのテストへの道を開いている、ということにある。
- ・米国の規制当局は、IAIS が、ICS と比較可能な結果を得るために、データを収集し、合算ベースのグループ資本計算をテストするという合意を達成した。これは、大事なことであり、全て非常にポジティブな前進である。

5—まとめ

以上、IAIS によって示された ICS の新たな実施計画の概要及びそれに対する関係者の反応等について報告してきた。

1 | 今回の合意について

今回の合意は、2020 年に適用開始を目指していた ICS の実質的な監督基準としての適用開始時期を 5 年間延長したことにある。このことは、これまででも一定程度想定されていたことではあるが、あらためて、米国と欧州を中心とした各国の監督当局や保険会社の間考え方のバランスを図って、統一的なグローバルな保険資本基準を作成していくことがいかに難しいかを示している。

今回の公表を受けて、米国も欧州も基本的には歓迎する意向を示している。

ただし、今回の IAIS の実施計画においても、基準となる方式としての MAV の具体的内容については、引き続き 2019 年までに決定することが目指されている。今後は、7 月の拡大フィールドテストにおいて提案された 3 つの割引率の決定方式等が、本当に 1 つの案にまとまっていくのかが注目されることになる。

2 | 米国のスタンス

米国は、今回新たに、NAIC が開発中のグループ資本計算に対する合算ベースのアプローチの検討を IAIS に認めさせたが、その代わりに欧州が希望していた内部モデルをオプションとして含めることに同意したような形になっている。

米国においては、2016 年に連邦準備制度理事会が ICS の代替案となりうる自国の資本基準を提案するとともに、NAIC も独自のワーキンググループを設けて暫定的な 2020 年実施に向けてグループ資本計算の開発を行う等、連邦及び州の両者においてグループ資本の検討が進められている。今回両者は、米国のアプローチが国際的な資本基準の一部として認識されるように、グループ資本に対する統一された米国のアプローチを開発することで協働していくことを確認している。

NAIC の Ted Nickel 会長は、8 月に開催された NAIC の夏季会議等で「国際的な認識がなくても、

我々は制度を強化し続けるが、米国の市場や消費者にとってうまくいかない ICS への貢献には価値がない。」と述べ、「信頼できる国内アプローチで交渉の場に現われる準備を進めている。」と述べていた。

このように米国は、自国が開発するグループ資本へのアプローチが ICS の一部として認識されることを強く期待する姿勢を示している。

3 | 今後の検討について

仮に、2019 年までに MAV 等に基づく参照 ICS が設定されたとしても、米国も欧州もこの参照 ICS をそのまま監督上の処分のトリガーとして適用することは想定しておらず、これはあくまでもベースとなるものでしかないと捉えていくことになるものと思われる。

その意味では、今後は、米国が提案する合算法や欧州が主張する内部モデルの適用に対する方針の検討がより重要になってくる。5 年間のモニタリング期間の間に、これらの合算法や内部モデルの検討が進められていくことになるが、その間の各種環境の変化等に基づいて、5 年後あるいはそれに至るまでの事前の検討時期に、ICS におけるこれらの方式の適用の是非に関する判断が行われていくことになる。

4 | 日本の生命保険業界の反応

新たな資本基準である ICS の導入は、日本の生命保険業界にとって、少なくとも IAIGs に認定される可能性のある生命保険会社にとっては、いろいろな意味においてかなりの影響を与えるものとなることが想定されている。従って、今回の決定により、さらなる検討及び準備のための時間が与えられることになったことは、基本的には大いに歓迎されているものと思われる。

IAIS における ICS を巡る動向については、日本国内での経済価値ベースのソルベンシー規制の検討等にも大きく関係してくることから、大変注目されているものであり、引き続き注視していくこととしたい。

以 上